

○特定非営利活動促進法施行条例

平成十年十月九日

奈良県条例第七号

改正 平成一二年一二月二二日条例第一九号

平成一五年三月二八日条例第三六号

平成一八年一二月一八日条例第二一号

平成二〇年一〇月一〇日条例第一四号

平成二四年三月二六日条例第四二号

平成二九年三月二八日条例第四三号

特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)

第九条の規定により知事が所轄する特定非営利活動法人に関する事項について定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第二条 法第十条第一項の規定による設立の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 法第十条第一項第二号ハに規定する書面は、住民票の写しその他の規則で定める書面とする。

(平一五条例三六・平二四条例四二・一部改正)

(条例で定める軽微な不備)

第三条 法第十条第三項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りとする。

(平二四条例四二・追加)

(定款の変更の認証の申請等)

第四条 法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行うものとする。

(平二四条例四二・追加)

(事業報告書等の提出)

第五条 法第二十九条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度の終了の日から三月の期間の末日までに行わなければならない。

(平一五条例三六・一部改正、平二四条例四二・旧第三条繰下・一部改正)

(事業報告書等の公開)

第六条 法第三十条の規定による閲覧及び謄写は、知事が指定する場所において行うものとする。

(平二四条例四二・旧第四条繰下・一部改正)

(合併の認証の申請)

第七条 法第三十四条第三項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

2 第二条第二項の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第二号ハに規定する書面について準用する。

(平一五条例三六・一部改正、平二四条例四二・旧第五条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第八条 法第四十四条第一項の規定による認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(平二四条例四二・追加)

(有効期間の更新の申請)

第九条 法第五十一条第二項の規定による有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(平二四条例四二・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第十条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了の日から三月の期間の末日までに行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく、行わなければならない。

3 前二項の規定は、法第六十二条において読み替えて準用する法第五十五条第一項及び第二項の規定による書類の提出について準用する。

(平二四条例四二・追加、平二九条例四三・一部改正)

(役員報酬規程等の公開)

第十一条 法第五十六条(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写は、知事が指定する場所において行うものとする。

(平二四条例四二・追加)

(特例認定の申請)

第十二条 法第五十八条第一項の規定による特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(平二四条例四二・追加、平二九条例四三・一部改正)

(合併の認定の申請)

第十三条 法第六十三条第一項又は第二項の規定による合併の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(平二四条例四二・追加、平二九条例四三・一部改正)

(書面の保存等における情報通信の技術の利用)

第十四条 法第七十五条に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の規定により、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行うことができる。

2 前項の規定に基づき、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録を用いて行う作成及び備置き並びに書面に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う閲覧については、規則で定めるところによる。

(平一八条例二一・追加、平二四条例四二・旧第七条繰下・一部改正)

(その他)

第十五条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一八条例二一・旧第七条繰下、平二四条例四二・旧第八条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第三条の規定の適用については、「毎事業年度の終了の日から三月の期間の末日」とあるのは、「毎年三月末日」とする。

附 則(平成一八年条例第二一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第一四号)

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四二号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第四三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。